

第5節 遺産分割を決定する場面

1 遺産分割の3場面

遺産分割の場面は、①協議の場、②調停の場、③審判の場になります。

協議で遺産分割を成立させる場面というのは、全相続人が直接又は間接に参加した場面で、全員の意思が合致したときに成立します。

間接にというのは、要は全相続人が遺産分割協議書に署名押印すれば成立するという意味です。

遺産分割の方法は、相続人全員一致で決めるのですから、自由に決めることができます。相続人の一人が全遺産を取得し、他の相続人はなにも相続しないということもできます。

調停で遺産分割を成立させるという場面は、家庭裁判所へ調停を申し立てたときに、家庭裁判所で用意してくれます。

通常、調停は、2人又は3人の調停委員の関与の下で、全相続人の合意で成立させることになります。

遺産分割の方法や内容は、協議による場合と同様、自由に決めることができます。

審判の場面というのは、遺産分割が調停手続でも成立しない場合の、最後の場です。当事者で合意できないから、裁判所が、その権限（裁判）として、遺産分割をするのです。

審判は、家事審判官のする裁判ですから、法律に従って具体的相続分を算出し、遺産分割の方法を決めます。その分、相続人は、法律によって権利が守られる利点があります。

